

山梨県公報

第千三百八十五号

平成十五年

五月二十六日

月 曜 日

目次

告示

平成十五年度における建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………三二九

土地改良事業の施行の同意……………三三五

公告

鳥獣保護区の指定について……………三三六

平成十五年度山梨県改良普及員資格試験の実施……………三三七

公安委員会

落札者等の決定について(二件)……………三三七

告示

山梨県告示第三百六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成十五年度山梨県が契約を締結する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札(以下単に「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。
平成十五年五月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 一般競争入札に参加することができる者

一般競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、一般競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、資格を有すると認められたものとする。

1 令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

2 令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる

されている者

3 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定による許可を受けていない者

4 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)の直前に到来する事業年度の終了の日において引き続き一年以上建設業を営んでいない者

5 申請日から一年七月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格申請書(第一号様式)以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 一の5の経営事項審査の結果通知書の写し

(二) 工事経歴書(第二号様式)

(三) 営業所一覧表(第三号様式)

(四) 建設業許可通知書の写し

(五) 商業登記簿謄本(法人の場合)

(六) 身分証明書(個人の場合)

(七) 納税証明書(申請日の直前の県税及び消費税に係るもの)

(八) 契約を締結する権限を委任している場合においては、委任状

2 申請書及び添付書類は、山梨県土木部土木総務課(郵便番号四〇〇 八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五 二二三 一六七三)にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

四 資格の有効期間は、資格を認定した日から平成十六年三月三十一日までとする。

変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったとき又は営業を停止し、休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者又は代理人

3 所在地又は住所

4 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一の1から3までのいずれかに該当することとなったとき。

2 一の5の経営事項審査を継続して受けなかったとき。

3 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

山梨県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

七 その他

この告示の施行の際現に建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十二号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）は、この告示に基づき資格を有する者とみなす。

第1号様式

受付番号

平成15年度一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）

平成15年度において、山梨県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、当該事項に変更を生じた場合には速やかに届け出ること及び地方自治法施行令第167条の4第2項に掲げる者に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地又は住所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

許 可 番 号	般特	年 度	年 月 日
-			
-			

般特欄には、一般建設業の場合は「1」を特定建設業の場合は「2」を記入のこと。

本店・本社等を記入してください。（*欄については、記載しないこと（以下同じ。））

商号又は名称			
商号(フリガナ)			
*市町村コード			
市 町 村 名			
所 在 地			
代 表 者 氏 名			
代 表 者 (フ リ ガ ナ)			
郵 便 番 号	-		
電 話 番 号			
F A X 番 号			
技 術 職 員 数		人	
営 業 年 数		年	
資 本 金	千円		
外 資 状 況	1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (比率: %) (比率: %)

前記の本店・本社等以外が山梨県を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。

支店・営業所名			
*市町村コード			
市 町 村 名			
所 在 地			
郵 便 番 号	-		
電 話 番 号			
F A X 番 号			

前記の本店・本社等以外が山梨県との契約締結等を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。(入札・契約・支払金の請求受領等の委任先)

支店・営業所名	
*市町村コード	
市町村名	
所在地	
代理人職名	
代理人氏名	
郵便番号	
電話番号	
FAX番号	

入札参加を申請する建設業の業種（許可業種欄には、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入してください。申請業種欄には、申請する業種に「1」を記入すること。）

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
許可業種																												
申請業種																												

支払金融機関登録

精算払及び部分払用口座

金融機関名		*金融機関コード	
支店名		*支店コード	
預金種別	預金種別欄には、普通預金の場合は「1」、当座預金の場合は「2」を記入すること。		
口座番号			
口座名義(かか)			

前金払用口座（工事金の前金を受ける希望のある場合は、必ず記入してください。）

金融機関名		*金融機関コード	
支店名		*支店コード	
預金種別	1	前金払用口座は、普通預金の口座で、精算払及び部分払用口座と別の口座であること。	
口座番号			
口座名義(かか)			

申請書取扱い責任者 所 属
氏 名
電話番号

第2号様式

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類)

工事

注	文	者	元請又は 下請の別	工	事	名	工 事 場 所 の あ る 都 道 府 県	請負代金の額 (千円)	着 工 完 成 (予 定)	年	月	月
										年	月	月
										年	月	月
										年	月	月
										年	月	月
										年	月	月
										年	月	月
										年	月	月
										年	月	月
										年	月	月
										年	月	月
										年	月	月
										年	月	月
										年	月	月
										年	月	月
										年	月	月

記載要領

- 1 本表は、許可を受けた建設業の業種に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 本表は、直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な未完成工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「工事名」の欄には下請工事名を記載すること。
- 4 「請負代金の額」は、消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。

第3号様式

営 業 所 一 覧 表

番号	営業所名称	郵便番号	便号	所	在	地	電話番号				
							F	A	X	号	
		—	—								
		—	—								
		—	—								
		—	—								
		—	—								
		—	—								
		—	—								
		—	—								
		—	—								
		—	—								
		—	—								
		—	—								
		—	—								
		—	—								
		—	—								
		—	—								

記載要領

- 1 本表は、申請時現在で作成すること。
- 2 電話番号、FAX番号は、市外局番、市内局番及び番号を「ー（ハイフン）」で区切ること。

山梨県告示第三百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、須玉町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十五年五月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
<p>大字六平字天津名三二五三の一部、三二六七の一、三二六八から三二七一まで、三二七三から三二七五まで、三二七八の二</p> <p>大字六平字片瀬五一三六の二の地先の水路である国有地の一部</p>	<p>大字六平字川又</p>
<p>大字六平字川又五二〇八の一、五二〇九の一、五二一〇の一、五二一一、五二一二の一、五二一三の二、五二一四から五二二〇まで、五二二二、五二二三、五二二六から五二三三まで、五三三六から五三三九まで、五二四一、五二四二、五二四四、五二四七から五二五〇まで、五二五三、五二五四、五二五九の三、五二五九の四、五二六一、五二六四及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字六平字天津名</p>
<p>大字六平字片瀬五一〇六、五一〇七の二、五一〇九、五一一〇の三、五一一一、五一一八の四、五一一九、五一三二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部</p> <p>大字六平字西川二八四五、二八四六、二八四七の地先の道路、水路である国有地の一部</p>	

山梨県告示第三百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、須玉町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十五年五月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
<p>大字六平字天津名二八五〇、二八五二の一部、二八五三、二八五五、二八五六の一部、二八五七の一部、二九四八の一部、二九四九の一部、一九五一、二九五二、二九五五、二九五六、二九五八の一部、二九七七から二九八二まで、二九八四、二九八八から二九九〇まで、二九九二から二九九六まで、二九九八の一、三〇〇〇の三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> <p>大字六平字片瀬五〇九九の三、五一〇二の四、五一〇五の四、五一〇六の二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部</p> <p>大字六平字源長二七九六、二七九八、二八〇〇の地先の道路、水路である国有地の一部</p> <p>大字六平字片瀬五〇七七の二、五〇七九の二、五〇八四の二</p> <p>大字六平字西川二八〇二の一部、二八〇三の一部</p>	<p>大字六平字西川</p> <p>大字六平字源長</p>

山梨県告示第三百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、須玉町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十五年五月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
<p>大字六平字笠張四一〇の一部、四一一の一部、四一二の二、四一四から四二〇まで、四三七の一部、四三八、四</p>	<p>大字六平字宮田</p>

<p>三九、四四三、四四四、四四五の一部、四六二の一部、五五七の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字六平字片瀬四九六九の三、四九七〇の二の一部、四九七四の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部</p>	<p>大字六平字宮田七五〇の一部、七五一の一部、七五五の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部</p>	<p>大字六平字久保田三五一の一部、三五二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字六平字片瀬四九六七の三、四九七〇の二の一部、四九七〇の二、四九七〇の三及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部</p>	<p>大字六平字前田一〇八の二の一部、一〇八の四、一〇九の二、一〇九の三、一一〇の二、一一〇の三、一一一から一一六まで、一一七の一部、一一八の一部、一一九の一部、一二〇の一部、一二七の一部、一二九の一部、一三〇の一部、一三六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字六平字笠張三九四の一、三九四の二、三九四の三、三九五、四〇〇の二の一部、四〇二の一部、四〇三の一部、四〇三の二の一部、四〇四の一部、四二七の一部、四二八の一部、四二九の一部、四三二の一部、四五三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>大字六平字笠張</p>			<p>大字六平字久保田</p>			

公 告

山梨県告示第三百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十五年五月十九日に土地改良事業（大泉地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。

平成十五年五月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 鳥獣保護区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第四項の規定により、指定しようとする鳥獣保護区の名称、区域等を次のとおり公告し、この公告の日から平成十五年六月九日まで縦覧に供する。

平成十五年五月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 鳥獣保護区の名称
篠井山鳥獣保護区
- 二 鳥獣保護区の区域
県有林第三 林班い及びる小班、第四林班に及びに小班並びに第六林班い小班²
平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
- 三 鳥獣保護区の存続期間
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針の案
 - 1 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - 2 鳥獣保護区の指定目的
篠井山（標高千三百九十四メートル）の山体は、フォッサマグナの堆積が先新世以降に隆起したもので安山岩質火山砕屑岩類からなり、気候も太平洋からの影響を受けるため温暖で、山頂まで暖地性植物のヒメシヤラ、ツルグミ、ヤマグルマ等が見られる。
山頂付近には、ブナ、ミズナラ、ナツツバキやコミネカエデをはじめとするカエデ類が特に多く、ブナの大木の間にはアスナロ、チョウセンゴヨウの大木、ゴヨウツツジ、フジザクラ等の植物が広く分布している。
また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のアナグマ、ホンドタヌキ及びノウサギ、また、小型

哺乳類ではニホンリスのほか希少なトリガネネズミ、ヒミズ等が確認され、鳥類では、大型猛禽類のオオタカ、サシバをはじめ、クログゲミ、メボソムシクイ等の亜高山帯に生息するものからホオジロ、カワラヒワ等の里山に住むものまで多様な鳥獣の生息が確認されている。

以上のことから県では、昭和四十八年に山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）に基づき自然保護地区として指定し、良好な自然環境の保全を図ってきた。

さらに、平成十三年度には環境省が提唱する「生物多様性保存のための国土区分ごとの重要地域」に指定されたところである。

現在指定されている自然保存地区をより実効性あるものとし、豊かな森林資源に生息する多様な野生鳥獣を含めた自然生態系全体の保護を図るため、鳥獣保護区として指定するものである。

3 鳥獣保護区の管理方針

(一) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。

(二) 鳥獣保護区域内における捕獲等がされないよう巡視に努める。

(三) 鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

五 前各号に掲げる事項の縦覧場所

山梨県森林環境部みどり自然課及び峡南地域振興局林務環境部

● 平成十五年度山梨県改良普及員資格試験の実施

山梨県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年山梨県条例第四十二号）第二条の規定により、次のとおり山梨県改良普及員資格試験を実施する。

平成十五年五月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十五年八月十八日（月）及び同月十九日（火）

2 場所 甲府市飯田一丁目二番四号 ザ・ホテル紫玉苑

二 受験願書の受付期間及び受付場所

1 受付期間 平成十五年六月九日（月）から同月二十日（金）までの山梨県の休日（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、六月二十日までの消印のあるものは有効とする。

2 受付場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農業技術課（電話〇五五

二二三 一六一七）

三 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書、最終学校修了証明書若しくは修了見込証明書又は検定合格証明書

(四) 山梨県改良普及員資格試験条例第三条第一項第二号、第三号若しくは第四号又は山梨県改良普及員資格試験条例施行規則（昭和五十八年山梨県規則第六号）第二条第三号に該当する者は、その職務に従事した期間につき、受験有資格者であることを証明する書類

(五) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した正面向、上半身、無帽で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの大きさの無台紙のものであって、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

2 受験票の交付

受験票は、受験願書等を審査し、受験資格があると認められた者に対して交付する。

四 受験手数料

1 三千元（受験願書に三千元に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

2 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年五月二十六日

山梨県警察本部長 金 山 泰 介

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

県警ネットワークシステム用パソコン 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

五 随意契約に係る契約金額

八千七百三十一万八千円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年五月二十六日

山梨県警察本部長 金山泰介

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

汎用コンピュータ及び周辺機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 随意契約に係る契約金額

一億五千四百八十六万三千四百五十円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当